

福井県屋外広告物条例が変わります！

福井県の良好な景観づくりおよび安全で安心なまちづくりを推進するために、福井県屋外広告物条例が改正されました。この改正により、広告物を表示する際のルールが平成28年10月1日から変わります。

観光地や北陸新幹線沿線、交差点周辺等の規制が新たに追加され、広告物の面積や高さの設置基準が改正されます。広告物の種類や場所ごとに細かく基準が分かれるため、詳細に関しては福井県都市計画課のホームページをご覧ください。

問合せ 建設課 ☎73-8032

看板の安全点検を徹底してください！

屋外広告物の適正化を一層推進するため、市では9月を屋外広告物適正化月間として、広告物の安全管理を呼びかけています。



広告物は雨ざらしのため必ず劣化していきます。放置すると通行者に重大な危害を及ぼすことから、定期的に安全点検をする必要があります。

広告板の変形、ボルトやビスの破損、支持部分の腐食などがなく、今一度ご確認ください。不良箇所がある場合は、早急に改修もしくは撤去してください。

広告物の管理者は責任を持って、安全管理を徹底するようお願いします。

問合せ 建設課 ☎73-8032

市有地を売却します（随時募集）

購入希望者は、要領の内容を把握した上で、申込期間中に必要書類を監理課まで提出してください。要領および提出書類については、監理課窓口でお渡ししています。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

提出書類

- ・公有財産買受申込書
・住民票（法人の場合商業又は法人登記簿謄本（全部事項証明書）（発行日から1か月以内のもの）
・印鑑証明書（発行日から1か月以内のもの）
・誓約書

売り払い方法

先着順の売却になります。同日に同一の物件に複数の申し込みがあったときは、後日抽選により契約の相手を選定します。抽選の結果は全員に連絡します。

申込み 監理課 ☎73-8009

物件① 国影 39字 38-2 (他2筆)
地目 宅地 (一部畑)
面積 599.67㎡
金額 761万5000円
※農地転用手続きが必要な場合あり。

物件② 二面 45字 10
地目 宅地
面積 383.47㎡
金額 469万3000円

物件③ 花乃杜四丁目 1608
地目 宅地
面積 1626㎡
金額 3151万1000円
※土地の分割売却などは要相談。

物件④ 井江陵 26字 7番 4
地目 宅地
面積 998.22㎡
金額 1281万2000円
※土地の分割売却などは要相談。

物件⑤ 舟津 43字 22番
地目 雑種地
面積 831㎡
単価 1万7600円/㎡
※土地の分割売却などは要相談。

そのほか、名泉郷などに随時募集している市有地が多数あります。詳細は、ホームページまたは監理課へお問い合わせください。

臨時福祉給付金のお知らせ



消費税率引上げに伴い、所得の低い人たちの負担を緩和するために、これらの人を対象に臨時福祉給付金が支給されます。

対象

基準日（平成28年1月1日）において、あわら市に住民登録がされている人で、平成28年度分の住民税が課税されていない人

※課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合や生活保護の受給者である場合は除く。

支給額

1人当たり3千円
次の加算対象者は1人につき3万円を加算する場

合があります。

《加算対象者》
障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者

申請方法

給付金の受け取りには申請が必要で、対象者には9月中旬にお知らせしますので、手続きをください。申請書に記載された指定口座に給付金を入金します。

問合せ

《申請方法》福祉課 ☎73-8020
《制度》厚生労働省 ☎0570-037192
市や県、厚生労働省をかたった不審な電話や郵便があった場合は、福祉課や警察署（または警察相談専用電話（#9110）に）ご連絡ください。

無戸籍者の解消のための相談窓口

法務局および市の戸籍係では、日本国民であるにもかかわらず戸籍に記載されていない人について、戸籍に記載されるための手続きを案内しています。事情があつてお子さんの出生届を出していない、お子さんを別れた夫ではなく母親である自身の戸籍に記載したいなど、戸籍に記載されていない事情は、人によってさまざまです。

相談窓口

・福井地方法務局戸籍課（9時～17時、土日祝日除く） ☎22-4344
・市民課窓口グループ（8時30分～17時15分、土日祝日除く） ☎73-8014

ご存じですか？ 障害者（児）や、その扶養者を対象に各種手当を支給しています！

手当を受給するには障害の程度や所得の要件などの条件があり、申請書などの提出が必要で、ご不明な場合は福祉課までご相談ください。なお、既に手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要となります。

特別児童扶養手当

身体または精神に中程度以上の障害（身体障害者手帳1～3級および4級の一部または療育手帳AもしくはBの一部）のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。
※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額（障害児1人当たり）
・1級障害児 5万1500円
・2級障害児 3万4300円

特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障害（身体障害者手帳1、2級程度の障害の重複または同等の疾病・精神障害）があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者に支給します。
※病院などに継続して3カ月を超えて入院した場合は、受給資格がなくなります。

手当月額 2万6830円

20歳未満で、身体または精神に重度の障害（身体障害者手帳1、2級および療育手帳A1程度）があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障害児に支給します。
※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 1万4600円

重症心身障害児（者）福祉手当

身体障害者手帳1、2級または療育手帳AもしくはBの一部の人で、公的年金や特別障害者手当などを受給できない人に支給します。

手当月額 3000円

問合せ 福祉課 ☎73-8020

